

# 青森県報

第三千五百十号

平成二十一年  
十月十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(障害福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) ……一
- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(港湾空港課) ……三
- 右 同……………( 同 ) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地局) ……三
- 右 同……………(東青地局) ……三
- 右 同……………(三八地局) ……四
- 右 同……………(下北地局) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の清算人の就任……………(東青地局) ……四

## 告

## 示

青森県告示第六百六十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	変更年月日
社会福祉法人 桜木会	株式会社 大与	株式会社 大与	株式会社 大与	株式会社 大与	株式会社 大与	指定障害福祉サービス事業者	
むつ市桜木町一丁目三番	弘前市大字高宮四丁目八番の四	弘前市大字高宮四丁目八番の四	弘前市大字高宮四丁目八番の四	弘前市大字高宮四丁目八番の四	弘前市大字高宮四丁目八番の四	主たる事務所在地	
相談支援	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	居宅介護	居宅介護	障害福祉サービスの種類	
指定相談支援事業所 八さくら	社会福祉法人 桜木会 相談支援センター	ヘルパーステーション アグテック	ヘルパーステーション アグテック	ヘルパーステーション アグテック	ヘルパーステーション アグテック	障害福祉サービス事業を行う事業所	
むつ市赤川町一丁目二番	弘前市大字高宮四丁目八番の四	弘前市大字高宮四丁目八番の四	弘前市大字高宮四丁目八番の四	弘前市大字高宮四丁目八番の四	弘前市大字高宮四丁目八番の四	所在地	
"	"	"	"	平成 三〇・一	平成 三〇・一	変更年月日	

青森県告示第六百六十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、

次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を廃止年月日
	名称	所在地		
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福村八字新館添五〇の八	弘前市大字自由ケ丘三丁目一五の二	自立訓練（生活訓練）	平成三〇・一
社会福祉法人平館福祉会	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一	知的障害者入所更生施設（通所部）	
社会福祉法人のぞみ会	八戸市大字大久保字大山二二の〇	八戸市大字大久保字大山二二の〇	知的障害者入所更生施設	
社会福祉法人のぞみ会	八戸市大字大久保字大山二二の〇	八戸市大字大久保字大山二二の〇	生活介護	
社会福祉法人のぞみ会	八戸市大字大久保字大山二二の〇	八戸市大字大久保字大山二二の〇	自立訓練（生活訓練）	
社会福祉法人のぞみ会	八戸市大字大久保字大山二二の〇	八戸市大字大久保字大山二二の〇	就業移行支援	
社会福祉法人のぞみ会	八戸市大字大久保字大山二二の〇	八戸市大字大久保字大山二二の〇	知的障害者通所更生施設	

青森県告示第六百六十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により

公示する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
青森市大字後潟字大原二五番地 青森市大字後潟字平野二〇番地九 青森市大字後潟字大原五二七番地一七	後潟
工藤利行 神山義照 坂本利光	

### 公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、弘前地区の県営土地改良事業（湛水防除事業）計画を定めため、同法第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧の期間
  - 三 縦覧の場所
- 土地改良事業計画書の写し  
平成二十一年十月二十日から同年十一月十七日まで  
三沢市役所

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
ロータリ除雪車（二・六メートル、四四七キロワット級） 一台（下取一台）
- 二 調達方法  
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県土整備部港湾空港課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成二十一年九月九日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社青工  
青森市新田三丁目一の一の八
- 七 契約金額  
四千五百四万五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成二十一年七月二十九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
空港用ブラウ付き被牽引スノーバ除雪車 一台（下取二台）
- 二 調達方法  
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県土整備部港湾空港課  
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法  
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成二十一年九月二十八日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
第一実業株式会社  
東京都千代田区二番町一の一の九
- 七 契約金額  
八千二百二十六万四千七百五十円
- 八 契約の相手方を決定した手続  
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日  
平成二十一年八月十七日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社長谷川建築事務所

二 代表者の氏名 長谷川 和子

三 主たる営業所の所在地 青森市桜川四丁目二七の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一五四六号

五 取消年月日 平成二十一年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年八月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 上平建築

二 氏名 上平 栄一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一七〇七八号

五 取消年月日 平成二十一年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年九月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中島建設株式会社

二 代表者の氏名 千代谷 百子

三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字太田七の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第九一八八号

五 取消年月日 平成二十一年九月九日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した平舘村土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十月十九日

東青地域県民局長 武 田 哲 郎

氏名	住 所	就任の年月日
田村 力	東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢一〇の四	平成三・九・二五
若佐 勉	" 字平館根岸湯の沢二二七の二	"
前田 清秀	" 字平館野田鳴川一三〇	"
福井 敏行	" 字平館門の沢八八	"
鷺尾 二三夫	" 字平館野田鳴川二三一	"
木村 梅吉	" 字平館野田山下一〇二の二二	"
高坂 英男	" 字平館後田五〇	"
米谷 茂樹	" 字平館根岸山居八二	"
藤田 寿逸	" 字平館野田鳴川三七の一	"
藤田 實	" 字平館野田山下一四四の五	"
藤田 千歳	" " 一四三の二	"
高坂 義弘	" 字平館後田七二	"

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭